

## 会議・打合せ等記録

市長	副市長	部長	次長	課長等	副主幹	係長等	担当

報告日：令和3年10月5日

名称	令和3年度第2回鹿沼市再生可能エネルギー発電設備設置審議会						
日時	令和3年10月4日（月） 午後1時55分～2時40分						
場所	鹿沼市リサイクルセンターぶうめらん研修室						
出席者	別紙のとおり						
内容及び 結果等	1 開会(司会：関口課長) 2 あいさつ(黒川部長) 3 協議事項(進行：石川会長) (1)条例第13条の規定による事業の許可について (2)その他 4 その他 5 閉会						
配布資料	別紙のとおり						
次回予定	未定						
記録者	若林						
鹿沼市審議会等の会議の公開に関する要綱第2条に基づく審議会等の公開状況 (該当する審議会等以外の会議・打合せ等については記入不要)							
公開・非公開の別	公開	・	非公開	(公開の場合) 傍聴人数	0人		

## 令和3年度第2回鹿沼市再生可能エネルギー発電設備設置審議会会議記録

委員氏名	石川	赤上	大金	奈良部	豊田	鈴木	松島
出欠	○	○	○	○	○	○	○

### 【事務局】

- 事務局……環境部：黒川部長、関口課長、鳩山係長、若林担当主査  
都市建設部：荒井係長

全体進行：《関口課長》

本年度、最初の会議になるので、各自自己紹介をお願いしたい。  
(委員自己紹介続いて、事務局自己紹介)

### 1 開　　会《関口課長》

令和3年度第2回鹿沼市再生可能エネルギー発電設備設置審議会を開会する。

### 2 あいさつ《黒川部長》

本日の午前中に総合計画審議会に部を代表して出席してきた。

その際委員から、「横根の太陽光のように思わしくない場所に設置することを環境部としてはどのように考えているのか。経済を優先するのか？環境を優先するのか？」との質問があった。  
「条例の話をさせていただき、適切な場所に適切な設置をお願いする。内容は条例に基づきチェックさせていただく」

「横根高原については、知る限り5社がかかわったが、条例によるハードルが高いために断念していった経緯がある。良い意味でハードルを上げ、自然を守るということにつながっている。  
ただ、あくまでも許可条例なので、様々な条件をクリアすれば許可せざるをえない。」  
との話もさせていただいた。

今回の現場は2件とも耕作放棄地の有効活用ということで申請に至っている。

委員の皆さんには活発な議論をお願いして、あいさつとする。

### 3 協議事項《石川会長進行》

関口課長：続いて、協議事項に入るが、条例施行規則第28条第2項に、審議会は委員の過半数の出席により審議会が成立するとあるが、本日7名の委員全員が出席しているので、会議が成立していることを報告する。

会議の進行については、施行規則第27条第2項において、「会長は審議会を代表し、

会務を総理する。」とある。

石川会長に会議の進行をお願いしたい。

石川会長：それでは、協議事項(1)の条例第13条の規定による事業の許可について、事務局の説明を求める。

(1) 条例第13条の規定による事業の許可について

《若林担当主査が資料により説明。》

2件の許可申請案件について説明した。

① タツ道太陽光発電所設置事業

② 内倉太陽光発電所設置事業

石川会長：①のタツ道太陽光発電所設置事業について、事務局の説明に何か質問はあるか？

豊田委員：京都府の事業者だが、設備の管理体制はどうなっているのか？

土地は売買なのか、賃貸なのか？

もう一つは作ったがいいが、後始末が不安だ。水銀汚染が心配だ。

事業者が倒産してしまって、撤去処分ができないときは、どうするのか？

許可をだした、我々に責任がこないのか？

事務局：本社は京都府だが、東京支社がある。有事には2時間ほどで現地に来れる。

事業区域は遠隔で管理されており、何か不具合等があれば、すぐ現地に駆けつける体制が出来ている。

土地に関しては、地元所有者及び地元出身者の所有であり、借地である。

また、事業者に撤去に要する積み立てをさせ、準備させる制度が整ってきている。

豊田委員：以前、住宅用太陽光パネルの処分を依頼するのに受入れ先が無くて苦慮したことがある。

パネルには有害な物質が含まれており、後で苦情がきたりする。そこまで考えてやっているかどうか伺いたい。

事務局：住民説明会を開催した時に、管理体制は施工業者が責任をもって行い、有事には駆けつけるということで理解を得ている。

除草についても、浸透性の高い防草シートを使用し、雑草を予防するが、それでも生えた場合の除草も責任をもって対応することで了解を得ている。

豊田委員：農業委員会の案件でも許可はしたが、雑草が生え、秋になると枯草でひどい状況だということが度々ある。そういうことも考えて許可を出してほしい。

黒川部長：豊田委員の意見はごもっともだと思う。

日本のエネルギー政策の話になるが、震災によって、原子力発電を再生可能エネルギーへ転換を図る中で、国の施策として考えられたのが FIT 法である。

太陽光で発電したものを高額で買い取る。

そういう中で、パネルの20年後、30年後の処分についてはどうするかというのは問題となってくるわけで、あくまで、想像だが、その時はそれを取り締まる法律なりが出てくると思う。

そういうことで、われわれ地方自治体というよりは、国が考えていく問題であると思う。許可に対して、行政が責任を取れるかということだが、そこはしっかりと無いように指導していきたい。心配しないでいただきたい。

草については、この夏数件太陽光事業地の苦情があった。その都度、業者に指導をしている。

豊田委員：国が後片づけまでもしっかりと決めて責任を持つべきだ。

市もそのところをしっかりと頭において対策をしてほしい。

黒川部長：おっしゃるとおりだ。

鈴木委員：今の話とダブルところがあるが、私の地域も太陽光が何か所もある。草刈の管理体制には2通りある。自治体が請け負っているところ、事業者がおこなうところがあるが、事業者に任せているところは危険だと思う。

私の自治体では年4回の除草と除草剤の散布を行っている。そういう風に管理の体制を考えていってもいいのではないか。

もう一つは、排水の問題だ。低地につくったところもあり、盛土をしてつくったところもあるが、大雨の時には側溝や道路が削られてしまうが業者は直さない。あふれ出た時に業者が度対応するか話あいしていくもらいたい。

事務局：排水については、敷地内で溢水がしないようによく指導していきたい。

石川会長：許可したあとも何かあった時は、事務局から業者に連絡して対応してもらいたい。

赤上委員：説明会では特段苦情がなく、住民の理解を得られたということだが、説明会から許可申請まで、1年余りかかってしまったということは、その間に地元で何か問題でもあったのか？

事務局：当初、京都の本社が担当グループをつくり説明会を行い、反対もなかつたため許可申請を進めていたが、遠方ということもあり、現地の確認や申請書類の作成など時間がかかり一時とん挫してしまっていた。

今年度になり、東京支社が担当することになり、許可申請をするにいたった。

その間、「タツ道太陽光発電所」では、市道から少し入ったところにあるため、隣地の所有者と覚書を交わし、施工時や緊急時には人の侵入や資材の搬入の了解をとっている。また、施行時期は近隣の農作業に影響がないように冬季におこなうなど配慮することとしている。

そのようなことで、引き続き近隣住民とは良好な関係を保っている。

赤上委員：了解した。

大金委員：15世帯のうち、参加世帯が7世帯であるが、参加しない世帯からの意見はなかつたのか？

事務局：残りの世帯も説明会の案内時に、意見等があれば連絡するよう求めており、その際も意見はなかつた。また、近隣同士なので任せたよということで、欠席した者もいるようだ。

大金委員：集まったのは7世帯だが、地元の総意として同意したということか。了解した。

石川会長：他に意見がないようなので、資料①の「タツ道太陽光発電」については、以上で良いか。次に資料②の「内倉太陽光発電」についてはどうか？

鈴木委員：同じことにはなるが、住民説明会の収集範囲の「近隣区域」の定義はどのくらいか？

事務局：事業区域、いわゆるフェンスで囲まれた範囲の端から 50m以内にある土地の所有者及び家屋を有するものをいう。

鈴木委員：地域の環境は自治会で管理していることが多い。

しかしながら、自治会が知らないうちに太陽光が設置されてしまう。

地域全体のこととして、自治会長や役員にしらせてほしい。

説明会の中に自治会関係者も入れてもらうよう配慮願いたい。

事務局：最近、説明会の相談を受けることがあるが、条例、規則では事業区域の 50m以内に土地・家屋を所有するものとあるが、地域と良好な関係を築くためにも、ぜひ、自治会長や支部長に連絡し、説明会に収集するよう指導している。

豊田委員：自治会関係者を収集するようお願いしたい。

石川会長：そのほか質問はあるか？無いようなので、この案件を審議していく。

石川会長：①タツ道太陽光発電所設置について、原案通り同意することに意義はないか？

一 同：《異議なし。》

石川会長：①タツ道太陽光発電所設置について、原案通り同意した。

石川会長：②内倉太陽光発電所設置について、原案通り同意することに意義はないか？

一 同：《異議なし。》

石川会長：②内倉太陽光発電所設置について、原案通り同意した。

## （2）その他

石川会長：その他質問、意見はあるか？

一 同：《なし。》

石川会長：協議事項（2）は終了した。ここで進行を事務局に返すこととする。

## 4 その他《閔口課長》

閔口課長：次第4のその他、委員の皆様から意見等あるか？

一 同：《なし。》

閔口課長：事務局から何かあるか？

事務局：次回は、12月を予定している。

日程については、委員の皆さんに相談しながら決めていきたい。

閔口課長：他に意見が無いようなので、これで審議会を閉会する。

## 5 閉　　会《閔口課長》